

# 日本学生支援機構 給付奨学生採用候補者(予約採用) 自宅外通学申請について

自宅外通学申請の手続きは該当者のみ手続きを進めてください。

該当するかわからない場合は、『自宅外通学変更届提出の手続きが必要な方（簡易フローチャート）』を参照してください。

## 対象者

- 高等学校等で日本学生支援機構の給付奨学生として採用候補者となっている者（令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知より確認）であり自宅外要件(※1)を満たす者

選考結果が「第Ⅳ区分（理工農）」及び「多子世帯 授業料等減免のみの支援」は対象外(※2)

※1 自宅外要件を満たしているかは「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認

※2 「多子世帯」の者については、同時に第一種奨学生採用候補者となっている者に限り対象とする

## 提出方法



自宅外通学申請関係書類はスタートナビの

「奨学金の手続きについて」の《自宅外通学申請関係書類》に添付しています

- ① 「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要書類を確認
- ↓
- ② 「自宅外通学申請届」を記入する 記入例を参考にし、正しく記入しましょう！
- ↓
- ③ 必要事項を記入した「自宅外通学申請書」と必要書類を大学へ提出

大学へ郵送する入学前書類と同封していただいても大学窓口に持参いただいても結構です



## 提出期限と注意点

### 【提出期限】

郵送の場合 **2026年3月17日(火)必着**

窓口の場合 **2026年3月17日(火)16:00まで**

### 【注意点】

- 提出期限を3月17日(火)としておりますのは、令和8年度に進学する給付奨学生採用候補者の自宅外通学に係る審査を進学前より開始し、該当者の自宅外月額の支給開始時期を早期化する取り扱いを開始するためとなっています。まだ、下宿等の手続きがお済みでない場合は、準備ができ次第、大学へ提出するようお願いいたします。 審査が完了するまで、自宅通学の金額で振込が継続され、申請書類等が正しく受理されれば進学届提出後、自宅外月額の金額へ変更となります。（自宅通学の金額で振り込まれた分との差額が認定月に振り込まれます。また、振込金額に差異はありません）

